



# 高校生が知っておきたい著作権について

---

著作権相談員 中津川 浩淳

# 行政書士って？

役所に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続代理、遺言書等の権利義務、事実証明及び契約書の作成等を行います。

### 暮らしに役立つ相談

<b>CASE 1 &gt; 遺言・相続</b> 行政書士は遺言書作成の支援、遺産相続においては遺産分割協議書等の作成、相続財産の調査もあわせて受けします。 	<b>CASE 2 &gt; 契約書</b> 交通事故に関する手続、土地、建物等の賃貸借や金銭の消費貸借等の契約書類の作成を行います。 
<b>CASE 3 &gt; 自動車登録</b> 自動車のナンバー変更・名義変更等の自動車登録申請をお手伝いします。 	<b>CASE 4 &gt; 日本国籍取得</b> 日本の国籍取得を希望する人の帰化申請の手続を行政書士が行います。 
<b>CASE 5 &gt; 土地活用</b> 自分の家に家を建てたい、畑を駐車場にしたい、農地を売りたい等、土地に関連する各種申請手続を行います。 	<b>CASE 6 &gt; 内容証明</b> 行政書士は債権債務問題に関する請求手続、内容証明郵便、公正証書等の書類の作成を行います。 

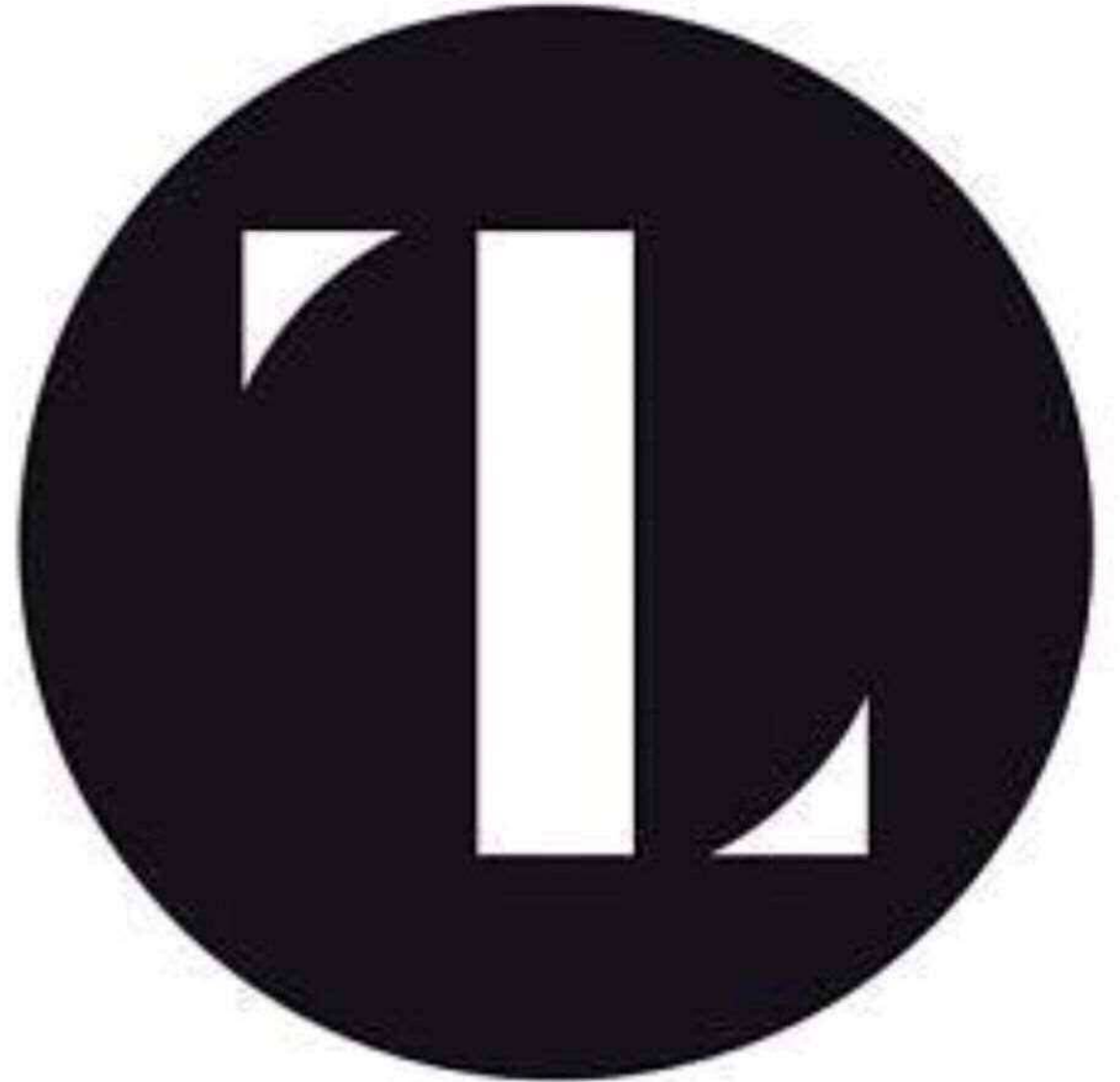
### ビジネスに役立つ相談

<b>CASE 1 &gt; 外国人雇用関係</b> 外国人を雇用する際に必要な入国管理局への申請手続を「申請取次行政書士」が行います。 	<b>CASE 2 &gt; 法人関連手続</b> 株式会社やNPO法人、医療法人、学校法人、組合等、法人の設立手続とその代理及び事業運営の支援を行います。 
<b>CASE 3 &gt; 許認可申請</b> 建設業や運送業、産業廃棄物処理業、飲食店、化粧品等の製造・輸入販売業等の許可申請手続を行います。 	<b>CASE 4 &gt; 中小企業支援</b> 中小企業の経営を支援する外部専門家として、知的財産経営導入と知的財産経営報告書の作成をサポートします。 
<b>CASE 5 &gt; 知的財産権の保護</b> 著作権の文化庁への登録申請は行政書士の専管業務です。また、知的財産権の保護・啓蒙活動を行っています。 	<b>CASE 6 &gt; 電子申請・電子調達</b> 電子署名を要求される申請・届出は「電子証明書」を有する行政書士が電子申請手続の代理を行います。 

# 著作権といえは



と



著作権侵害になるためには…

---

幾つかの要件が必要となりますが。

① 依拠性                      ② 類似性

の2つが認められる必要があります。

# 依拠とは

---

「依拠とは、他人の著作物に接し、それを自己の作品の中に用いること」

中山信弘著 「著作権法第2版」P587

要するに、後から作った人が、著作権を侵害されたとする作品を知っていたか、否かということ。「アクセス」と言い換えられることも有ります。

# 依拠とは

---

だからデザイナーの佐野氏は1月31日に「全く知らない。見たことがない。」というコメントを出しています。

これは、依拠性を否定しているという事です。

依拠性があったか否かの判断について、「過失」は問題にならないとされています。

# 類似性とは

---

「類似とは、原著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得できるという…  
意味であり…」

中山信弘著 「著作権法第2版」P593

# 最近の著作権のニュース！

---

JASRAC、音楽教室からの著作権料徴収を正式発表 来年1月から ITMEDIA NEWS

著作権が問われた「サルの自撮り」の  
法廷闘争が終結 インドネシア  
livedoor  
NEWS

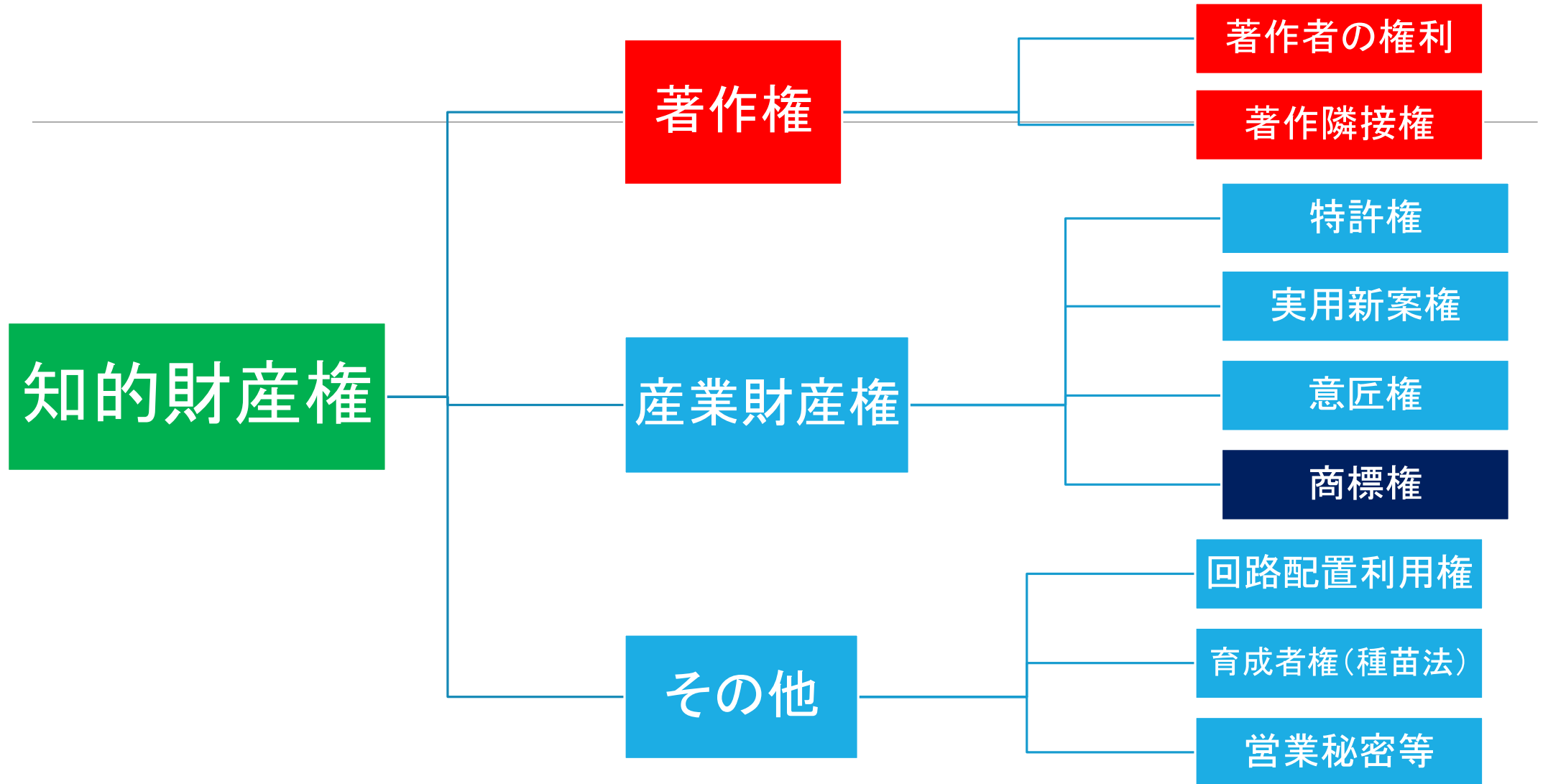


# そもそも著作権って何？

---

「著作権」は「**知的財産権**」の一つですが、その中には複数の権利が含まれています。それらをまとめて「著作権」と呼びますが、実際には、なんの権利が問題となっているかどのような意味で用いられているのかを確認する必要があります。

# 知的財産権の種類



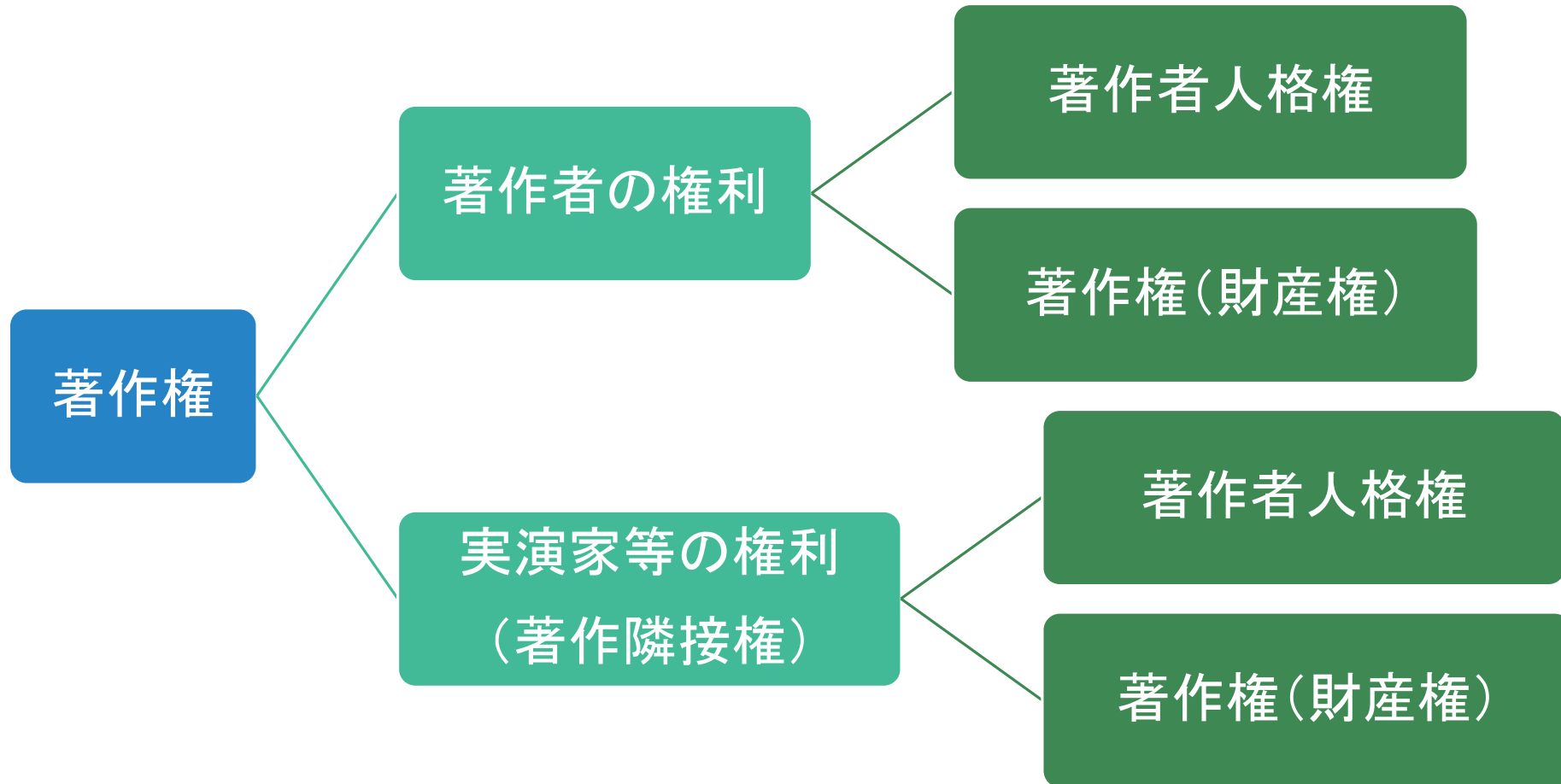
# 商標権といえば、こんな問題も

---

先日、ピコ太郎さんの「PPAP」が何の関係もない会社に商標登録されてニュースになっていました。

著作権との関係で言えば、商標権を取ったとしても、他人の著作権を侵害している場合には無効とされています。ピコ太郎さんが自分で使うときには、商標権侵害で訴えられることはないでしょう。

# 著作権の種類



# 著作者の著作者人格権

## 著作者の著作者人格権

公表権：公表されていないものを講習に提供し、又は提示する権利

氏名表示権：実名若しくは変名を表示し、または表示しないこととする権利

同一性保持権：その意に反して改変を受けない権利

# 著作者人格権とは

---

「著作者人格権」とは、著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利であり、創作者としての感情を守るためのものであることから、これを譲渡したり、相続したりすることは出来ないこととされています(第59条)。」

文化庁長官官房著作権課編「著作権テキスト~初めて学ぶ人のために~平成27年度 P12

著作権法第59条 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

# 同一性保持権といえ

パーマ大佐の「森のくまさん」の替え歌CDが訳詞した著作権者から販売差止と慰謝料の支払いを要求されました。

「童謡「森のくまさん」の日本語訳の歌詞を手掛けた大阪府の馬場祥弘さん(72)が18日、替え歌を勝手に販売されたとして、お笑いタレントのパーマ大佐さんと販売元のユニバーサルミュージックに販売中止や慰謝料300万円などを求める通知書を送った。「著作者としての人格権を侵害された」と訴えている。」

(出典:日本経済新聞2017.1.18)

# 著作者の著作権(財産権)

著作者の著作権(財産権)

複製権

上演権・演奏権

上映権

公衆送信権

公の伝達権

口述権

展示権

譲渡権

貸与権

頒布権

二次的著作物の創作権

二次的著作物の利用権



# 複製権とは

---

「複製権」とは、オリジナルからコピーを作る権利です。

コピーというのは、複写だけでなく、手書きでも写真で撮影してもコピーになります。

著作権法第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

# 「二次的著作物の創作」とは

---

オリジナルの原作をもとに、翻訳したり、編曲したり、映画化することをいいます。翻案権とも言われます。

原作を要約することも、二次的著作物の創作に当たります。

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

# 著作権の保護期間

---

## ① 著作者人格権

著作者が一身専属的に有する権利であるので、保護期間は著作者の「生存している期間」となります。

## ② 著作権(財産権)

著作者が著作物を創作した時から始まり、原則として著作者の死後50年間



# 各国の保護期間

---

メキシコ 100年

コロンビア 80年

アメリカ合衆国・フランス ドイツ他EU諸国 70年

(但し、アメリカは著作権延長法により法人著作権は95年。ミッキーマウス保護法)

韓国・中国・香港・台湾 50年

イエメン・イラン 30年

セイシェル 25年



# 著作権に登録は必要？

---

著作権が認められるためには、なにか登録が必要なのでしょうか？

著作権が認められるために、登録等の手続きは**不要**です。著作物を創作した時点から著作者には、著作権が認められます。

## 無方式主義

これに対し、著作権を認めるために何らかの手続きが必要とされる国も以前には有りました。これを**方式主義**といいます。

## ©マークについて

---

日本やヨーロッパでは無方式主義が昔から取られていましたが、アメリカをはじめとする幾つかの国では、何らかの登録手続きをしないと著作権が認められない時代がありました。

そのために、「万国著作権条約」により、©マークを付けることにより、方式主義の国でも著作権が認められるということになりました。

しかし、その後ベルヌ条約によって世界的に無方式主義がとられるようになったので、今での©の法的意味はほとんどありません。

# 著作者とは？

著作者とは、「著作物を創作する人」の事（著作権法第2条第2号）

小説家、作詞家、作曲家にかぎらず、何らかの著作物を創作すれば、誰でも著作者となります。

著作物の上手い下手は問題とならないため、小学生が書いた作文やお母さんの絵の著作者はその小学生です。

また、ブログにアップした記事やSNSの投稿も著作物となるため、投稿者もまた著作者となります。



# 法人著作（職務著作）とは？

会社の業務で作った著作物の著作権は、以下の条件を満たすと会社となります。

- ①その著作物をつくる「企画」を立てるのが法人その他の「使用者」であること
- ②「業務に従事する者」
- ③職務上の創作されること

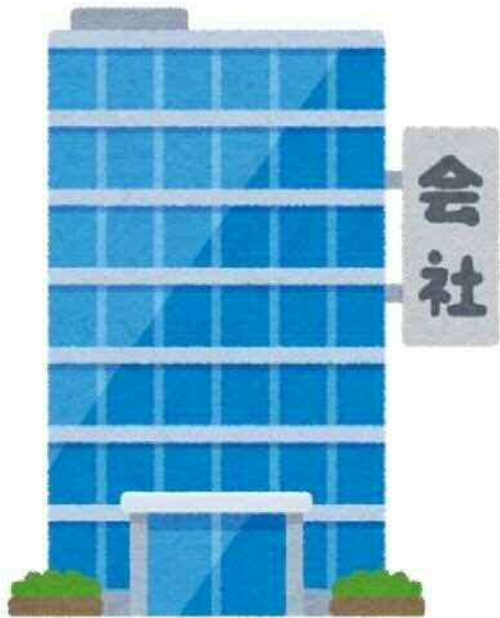




# 法人著作(職務著作)とは？

---

④「公表」する場合に「法人等の著作名義」で公表されるものであること



⑤「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと



# 著作者は誰？

## <問題>

A社は自社のPR用ポスターの制作をB社に委託した。B社はA社の社屋等の写真を自社のカメラマンにより撮影しポスターを制作し、納入した。A社は、納品と引き換えに制作料をB社に支払い済みである。

ポスターの著作者は？

カメラマンがフリーだった場合はどうか？



# 著作権法で保護される著作物とは

---

著作権は、創作者が創作をすれば認められますが、何にでも著作権が認められるわけではありません。

著作権によって保護されるものを「著作物」と呼び、著作権法では、  
「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」  
とされています。

# 著作権法で保護される著作物とは

---

従って、著作権法で保護される著作物であるためには、以下の4つの条件を充たす必要があります。

- ①思想又は感情
- ②創作的に
- ③表現したもの
- ④文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

# 一般の著作物

言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など(美術工芸品も含む)
建築の著作物	芸術的な建造物(設計図は図形の著作物)
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

# その他の著作物

二次的著作物	上表の著作物(原著作物)を翻訳、編曲、変形、翻案(映画化など)し作成したもの
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集など
データベースの著作物	編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの

公益社団法人著作権情報センターHPより

# 保護されない著作物

---

①思想又は感情ではないもの

例：単なるデータ（富士山3, 776メートル）

②創作的でないもの

例：模倣品、ありふれたもの

③表現ではないもの

アイデアは、著作物ではない。

④文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属さないもの

工業製品は著作物ではない。

# 著作物の利用方法

著作物を利用する場合には、原則として**著作者の了解**を得ることが必要となります。この著作者の了解は著作権法では**「許諾」**と言っています。

近年、著作物の利用方法は非常に複雑になっており、また権利意識も高くなってきているので、利用方法や許諾の有無、また利用する際の条件等は書面で**「契約」**しておく必要があります。





# 著作者の許諾が不要な場合①

---

そもそも、著作物で無いものには、著作権により保護されませんから、許諾は不要です。

また、保護期間が切れている場合には、権利者の了解を得る必要がありません。但し、例外があるので注意する必要があります。

## 著作者の承諾が不要な場合②

---

著作権者が著作権を放棄しており、著作物の自由な利用を認めているものは**パブリックドメイン**と呼ばれ、承諾が不要な場合があります。

ただ、著作権を放棄しているのではなく、一定の条件を充たす場合に、承諾が不要とされているものもあるので注意が必要です。

また、そのような利用形態に応じた承諾の必要の有無を明示したクリエイティブ・コモンズというシステムも徐々に浸透してきています。

# パブリックドメインはどういう場合に生じるか

---

## 1. 権利が発生しない場合

- ① 憲法そのほかの法令（地方公共団体の条例、規則も含む。）
- ② 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など
- ③ 裁判所の判決、決定、命令など
- ④ ①から③の翻訳物や編集物で国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

参照条文・・・著作権法第13条

# パブリックドメインはどういう場合に生じるか

---

## 2. 権利が消滅した場合

① 保護期間の終了

② 承継人の不存在

e.x. 相続人なくして権利者が死亡した場合、権利者である法人が解散した場合などその著作権を帰属させるものがない場合

③ 著作権の放棄

# 私的使用のための複製

---

例えば、テレビ番組を録画する事は、著作物の複製に当たり、本来テレビ局の許諾が必要となります。

でも、これはとても不便なので、家庭内で自分で見る場合などのように仕事以外の目的に使用する場合に、使用する本人が複製する場合には、許諾が不要となります。

著作権法第30条

私的使用のための複製といえるためには。

---

ア 家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用すること

イ 使用する本人が複製すること

ウ 誰でも使える状態で設置してあるダビング機など(当分の間は、コンビニのコピー機など「文献複写」のみに用いるものは除く)を用いないこと



私的使用のための複製といえるためには。

---

エ コピーガードを解除して(又は解除されていることを知りつつ)コピーするものでないこと



オ 著作権を侵害したインターネット配信と知りながら、音楽や映像をダウンロードするものではないこと

# CDやDVDをパソコンのハードディスクにインポートする行為

---

Q1 レンタルCDや友達から借りたCDをパソコンにインポートするのは、大丈夫でしょうか？

Q2 レンタルDVDをパソコンにインポートするのは、大丈夫でしょうか？





# 「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」

学校の文化祭などのステージで演奏する場合の例外です。

一定の条件を満たせば、著作権者の許諾を得ること無く楽曲が使用できます。



# 「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」

## 【条件】

- 1 「上演」「演奏」「上映」「口述」のいずれかであること  
(「複製・譲渡」や「公衆送信」は含まれない)
- 2 すでに公表されている著作物であること
- 3 営利を目的としていないこと
- 4 聴衆・観衆から料金等を受けないこと
- 5 出演者等に報酬が支払われないこと
- 6 慣行があるときは「出所の明示」が必要



# 碧陵祭でのライブで言えば・・・

---

碧陵祭は学校の公式行事の一環と考えることができるので、「営利を目的としない」といえます。

無料ライブと、プロのミュージシャンを呼んで行う有料のライブがある場合はその他の条件（出演者に報酬を払わない）等の条件を満たせば、無料ライブの場合には、著作権者の許諾は不要。

但し、アレンジしてしまうと翻案権の問題となるので、オリジナルに忠実に。

有料ライブの場合には、著作権者の許諾を取る必要があります。

# 文化祭での演奏



Q1 文化祭でバンドを組んで  
[Alexandros]の「ワタリドリ」を演奏するの  
は？

Q2 練習するのに友だちが持っている  
[Alexandros]のCDを借りてコピーするの  
は？

# 文化祭での演奏

Q3 練習するのに楽譜をコピーして友達に渡すのは？

Q4 文化祭の自分たちのステージをビデオにとってYoutubeにあげるのは？自分のブログに上げるのは？





# 引用

---

レポートなどを作成する場合の引用に関するルールです。

以下のルールを守って作成すれば、著作権者の許諾は必要ありません。



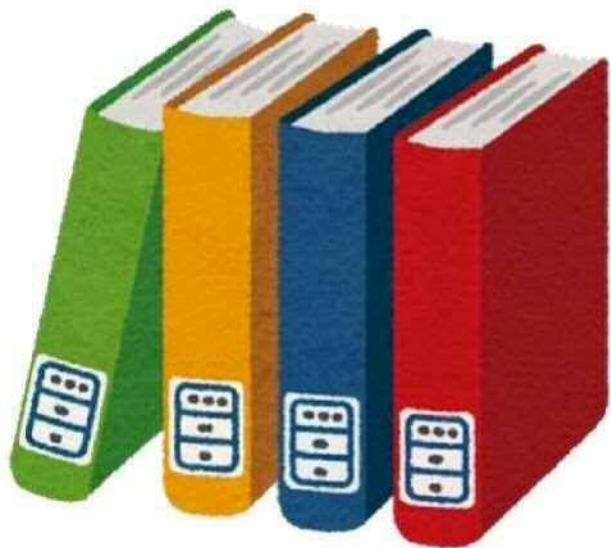
# 引用

---

## 【条件】

1 すでに公表されている著作物であること

2 「公正な慣行」に合致すること（引用を行う「必然性」があることや、言語の著作物についてはカギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること。）



# 引用

---

3 報道, 批評, 研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること(例えば, 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であることや, 引用される分量が必要最小限度の範囲内であること)

4 「出所の明示」が必要(複製以外はその慣行があるとき)

※引用した文章がメインで自分の書いた文章が少ない場合には、引用とは認められず著作権者の許諾が必要となります。



# 著作権を侵害すると

---

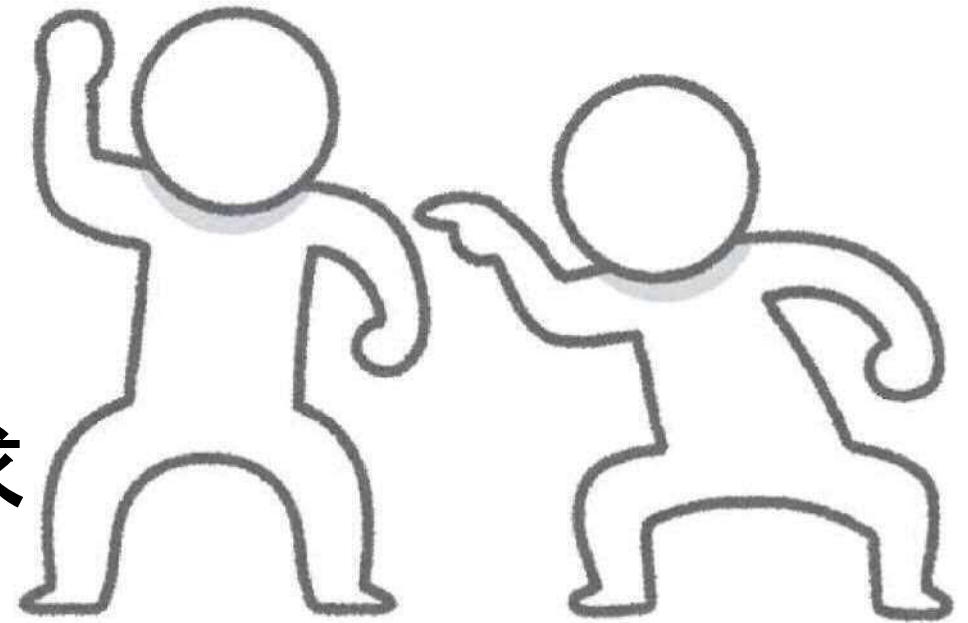
## ＜民事上の請求＞

侵害行為の差止請求

損害賠償の請求

不当利得の返還請求

名誉回復などの措置の請求



# 著作権を侵害すると



## ＜刑事上の責任＞

（著作権、出版権、著作隣接権の侵害）

10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金

（著作者人格権、実演家人格権の侵害）

5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

（法人が著作権を侵害した場合）

3億円以下の罰金



# 著作権に関する問題解決

---

著作物か否かは、比較的解りやすいといえます。

しかし、誰が著作権者になるかは、判断が難しい場合があります。

さらに、著作権を侵害しているか否かは、微妙な判断が多く、双方の意見が一致していない場合裁判によらざるを得ません。



# 著作権とのつきあい方

昔は、情報を発信できる人は限られていました。

しかし、今は誰でもが情報の発信者になれる時代です。しかも、世界に向けて！

今後はさらにコンテンツが重要となります。ぜひ、著作権についての知識を勉強し、日本や世界の文化をリードし、社会に貢献できる人になってください。



# 最後に

---

ご静聴ありがとうございました。皆様のご活躍を期待しております。

## いらすとや利用許諾規定(いらすとやHPより抜粋して転載)

---

当サイトで配布している素材は、個人、法人、商用、非商用問わず無料でご利用頂けます。クレジットの表記、メールでの連絡など必要ありません。詳しくは「[よくあるご質問](#)」をご覧ください。

当サイトのイラストは以下の場合に限って、ご利用をお断りします。

公序良俗に反する目的での利用

素材のイメージを著しく損なうような利用

素材をそのまま再配布・販売(LINEクリエイターズスタンプ等も含みます)

その他著作者が不適切と判断した場合

## いらすとや利用許諾規定(いらすとやHPより抜粋して転載)

---

### 著作権

当サイトの素材は無料でお使い頂けますが、著作権は放棄しておりません。全ての素材の著作権は私みふねたかしが所有します。

素材は規約の範囲内であれば自由に編集や加工をすることができます。ただし加工の有無、または加工の多少で著作権の譲渡や移動はありません。

## いらすとや利用許諾規定(いらすとやHPより抜粋して転載)

---

### その他

当サイト以外に掲載されている私の作品については、  
無料ではお使い頂けません。

素材を利用することによって発生したトラブルについては  
一切責任を負いかねます。

全ての規約は、予告無く改変する場合がありますので、  
ご了承下さい。